

「若者」と「地域」の接点づくり事業企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

「若者」と「地域」の接点づくり事業企画運営業務委託

2 業務の目的

地方創生の実現に向けて、人口減少が大きな課題となっていますが、それに対する重要な取組の一つに移住の促進があります。本県でも、人口減少、特に若者の転出超過や、少子高齢化の進行により、地域活力の低下や地域コミュニティ機能の維持が課題となる中、移住促進の取組を持続可能な地域づくりにつなげていく必要があります。

また、地域を活性化していくためには、若者がまちづくりなどの地域活動に参加することが重要とする指摘もあり、県外の若者が、地域づくりの現場体験や、そこに住む住民との交流等を通じ、地域とのつながりを構築しながら関係人口となるきっかけをつくり、地域での活躍の場を見つけてもらうことで、県内への移住につながるよう、「若者」と「地域」の接点づくり事業を実施します。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和5年3月10日（金）

(2) 委託業務の主な内容

- ・ 県外の若者を対象とした、三重県内での地域づくりの現場体験や地域住民との交流イベントの企画・運営
- ・ 上記取組を、三重県HPや三重県が実施する移住相談会等で広くPRするため、事業実施状況等の動画撮影・編集及び静止画撮影作業
- ・ 「若者」と「地域」の継続したつながりを構築するための交流会の開催
- ・ 上記、委託事業を効率的かつ効果的に行うための取組

4 業務の内容

(1) 県外の若者を対象とした、三重県内での地域づくりの現場体験や地域住民との交流イベントの企画・運営

県外の若者^{*1}が地域と継続して関わるきっかけをつくり、地域での活躍の場を見つけてもらうために、県外の若者を対象とした、地域づくりの現場体験^{*2}や地域住民との交流イベントの企画・運営を行う。

なお、実施にあたっては、以下の要素を盛り込むこと。

- ・ 実施地域については、地域バランスを考慮し、三重県内北部地域（津市以北）1地域、三重県内南部地域（松阪市以南）1地域の計2地域にて行うこととする。なお、詳細な地域や時期については、県との協議のうえ決定する。
- ・ 実施地域ごとに10名程度の参加者募集を行うこと。
- ・ 実施期間については、2泊3日以上とする。

- ・ 現地での移動手段及び宿泊先の確保についても併せて行うこと。
- ・ 交流イベント実施前に、それぞれの実施地域ごとに、オンライン等も活用し、参加者と受入側との顔合わせの場を設けること。
- ・ 交流イベント終了後も県外の若者と地域が継続して関わることができるよう、開催地域と協議のうえ、当該年度内に事業参加者の参加が可能な、現地でのイベント情報等について、事業参加者に対して情報発信を行うこと。

※1 「若者」とは、20～40歳代で三重県に興味・関心のある者をイメージしている。

※2 「地域づくりの現場」とは、地域住民が主体となり、地域全体で地域の課題解決に向けて行う取組や、地域の活性化につながる取組として地域住民が関わる農業・林業・漁業の現場、地域資源を活用した起業・就業の現場など、その地域での暮らしの一部が垣間見えるものをいう。

(2) 上記の取組を、県HPや県が実施する移住相談会等で広くPRするために、事業実施状況等の動画撮影・編集及び静止画撮影作業。

当事業に参加していない三重県への移住希望者にも三重県の魅力を伝えるために、事業実施中の様子を撮影し、動画を制作する。

なお、制作する動画は以下のとおりとする。

- ・ 実施地域ごとに、2本の動画を作成すること。
- ・ 動画の長さは30秒程度のもの及び5分程度のものとする。
- ・ 単に事業の記録映像とするのではなく、地域での取組や、参加者と地域の人との交流を通して、移住先としての地域の魅力が伝わるものとする。
- ・ 動画編集にあたっては、適宜、ナレーションやテロップを入れるなど、三重の暮らしの魅力を伝えられるよう工夫すること。
- ・ 動画の納品については、インターネット上での公開動画（MP4形式：フルHD画質以上）のデータとし、DVDで納品すること。
- ・ 動画を制作する際は、三重県が今後の移住促進の取組で使用することを目的とした静止画を併せて制作すること。
- ・ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手續等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、必要な権利処理を行うこと。
- ・ 制作する動画等は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後の移住促進の取組に向けて二次的利用が可能なものとする。

(3) 「若者」と「地域」の継続したつながりを構築するための交流会の開催

「若者」と「地域」の継続したつながりを構築するため、県内2地域での交流イベント実施後に、交流会を開催すること。

なお、実施にあたっては、以下の要素を盛り込むこと。

- ・ 開催場所は東京都内とするが、首都圏以外の参加希望者も参加できるようオンラインシステムも活用すること。
- ・ 交流会の開催にあたっては、ゲストとして開催の趣旨に適した者及び県が指定する「三重暮らし応援コンシェルジュ^{*}」を招聘すること。

※「三重暮らし応援コンシェルジュ」とは、移住先として三重県に関心を持っている人たちの相談を受け、アドバイスを行うなど、移住への気運を高められるよう県が委嘱した者をいう。

(4) 委託業務を効率的かつ効果的に行うための取組

上記の事業を効率的かつ効果的に実施するため以下の内容を実施すること。

・ イベントのPR

本事業の実施にあたっては、実施地域ごとに募集チラシの作成・配布を行うとともにWeb広告やSNS等を活用し、広くPRを行うことで募集人員の確保に努めること。なお、PRに用いる媒体やスケジュール、概算費用、想定するチラシの配布先等について企画提案書に明示すること。

・ イベントの開催方法

イベントの開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な措置を講じたうえで、対面による実施を原則とするが、開催時の感染状況によっては県と協議のうえ、オンラインシステムを活用するなど柔軟な対応を行うこと。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し県と共有すること。また打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) イベントの参加者募集にあたっては、動画撮影を行う旨の通知をするとともに、動画撮影に対する許可もあわせて取ること。
- (3) 事業の参加人数及び実施状況について、各地域での事業終了後10日以内に県へ報告すること。
- (4) 実施地域ごとに参加者に対してアンケート調査を実施し、その内容を速やかに県に提出すること。なお、アンケートの内容は県と協議すること。
- (5) 本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、最終的に県と協議のうえ決定をする。

- (6) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (7) 業務の実施にあたり感染症拡大防止対策のための措置を講じること。
- (8) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (9) 本事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。

6 著作物の利用及び著作権

- (1) 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。
- (3) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 発注者は著作権法第20条第2項、第3号及び第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) (7)の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

- (9) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は発注者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。